重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護サービス）

「株式会社ホームケアステーション歩来　～ aruku ～ 」

1　法人及び事業所の概要

名称・法人種別	株式会社歩来
代表者名	理事長 平山　彩七
所在地	石川県羽咋郡志賀町高浜町ネの 116 番地 2
電話番号	
設立	令和 7 年　6 月　3 日

事業所名	「株式会社ホームケアステーション歩来　～ aruku ～」
所在地	
電話番号	
事業者指定番号	
管理者	
通常の実施地域	志賀町　羽咋　七尾　中能登 ※詳細については、事業所までお問い合わせください。

2　事業所の職員体制等

職　　種	人　　員
管理者	1 名
看護師	常勤換算 2.5 名以上　（うち 1 名は常勤職員）
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	必要に応じて配置する

3　営業時間

区分	平日	土・日・祝日
営業時間	8：30～17：30	休 日

（注）国民の休日、5 月 1 日（創立記念日）年末年始（12/30～1/3）は、「休日」の扱いとなります。

4　相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

相談・苦情受付窓口	電話番号
	FAX 番号
	管理者　平山　彩七
	対応時間 平日 8：30～17：30

※当窓口以外に、各市町村介護保険担当課、国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口への問い合わせも可能です。

①　相談又は苦情対応について

相談・苦情に対する常設の窓口として、管理者が対応することとしています。又、管理者が不在の時は、速やかに連絡をとり相談に応じます。

②　円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情があった場合には、ただちに管理者が相手方に連絡をとり詳しい状況を聞くとともに、訪問看護スタッフからも事情を確認します。苦情の内容によっては、当該利用者の介護支援専門員に連絡をとり、利用者宅へ訪問し、必ず具体的な対応（謝罪）を迅速に行い、その記録を台帳に保管し再発防止に努めます。

5　緊急時の対応

(1)　訪問看護提供中における病状の急変などが生じた場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先（家族）、担当の介護支援専門員等に連絡を行います。

(2)　利用者に対する訪問看護提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6　利用者負担金

(1)　別紙 1、「介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表」、別紙 2「健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表」をご確認ください。（差額利用料が発生する場合がありますので、合わせてご確認ください）

※　自己負担金は関係法令に基づき定められており、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

(2)　交通費

介護保険による訪問看護は無料になります。

(3)　利用料等のお支払方法

サービスを受けた翌月に請求書をお渡しします。

利用料は 1 ヶ月単位とし、当該月の利用料は翌月の 27 日（金融機関が休日の場合はその翌営日）に利用者が指定する口座から振替えます。当該月の請求書発行時にその前月分の領収書を発行いたします。

看護内容・訪問予定に関して

＜看護内容＞

① 全身状態の観察
② 症状緩和
③ 日常生活のケア（移動・排泄・清潔ケアなど）
④ 服薬等に関する相談・指導
⑤ リハビリテーション
⑥ ご家族・介護の方への療養、介護に関する相談・指導
⑦ その他、医師の指示による処置の施行
⑧ 緊急時の対応

＜緊急時訪問看護・複数名訪問看護加算・ベースアップ評価料＞

該当	項目	サービス内容
□	【介】緊急時訪問看護加算	24 時間電話等により看護に関する意見を求められた場合、必要に応じて緊急訪問を行う体制。
□	【医】24 時間対応体制加算	
□	【介】【医】看護体制強化加算	医療対応の充実した事業所として評価され、看護体制強化加算を算定することが認められた事業所のため。
□	【医】ベースアップ評価料	訪問看護師の処遇改善のための加算

1. ご病状により訪問の回数・時間を相談・調整させていただきます。
   他患の状態や道路状況によって訪問時間が多少前後することがありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。大幅に遅れたりする場合は事前にご連絡させていただきます。また、状況により、訪問の曜日・時間の変更をさせていただく場合があるかもしれませんが、ご了承お願いいたします。
2. 看護内容・訪問予定の見直し、変更
   お身体の状態により、内容・予定を検討、見直しをしていきます。
3. 主治医との連携
   主治医の訪問看護指示書に基づいて看護内容を立案し、看護の実施、報告をおこないます。

個人情報の取り扱いについて

事業者は、ご利用者が安心して訪問看護を受けられるよう、ご利用者およびそのご家族の秘密情報および個人情報の取り扱いについて万全の体制で取り組みます。

1. 訪問看護サービス契約の締結にあたっては、事業者は、ご利用者またはご家族の個人情報（以下「個人情報」といいます）の取扱について説明し、お客様が同意をした場合に、サービスの提供を行うものとします。
2. 事業者および従業員は、正当な理由がない限り、サービス提供にあたって、知り得たご利用者またはご家族の秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後および従業員退職後も同様とします。
3. 事業者は、ご利用者へのサービス提供にあたり、関連する医療機関、介護サービス事業者、区などの公的機関、ご家族等へ必要な個人情報を提供します。
4. 事業者は、ご利用者のサービス提供にあたり、下記の通り個人情報を提供します。ここでいう「個人情報」とは、氏名、生年月日、住所、連絡先をはじめ看護師・リハビリ職員等による看護・リハビリ内容の要約や各種画像（動画を含みます）などがあります。介護保険・医療保険それぞれの情報提供の具体例は以下の通りです。
   ① 主治医や介護支援専門員等へ「訪問看護計画・報告書」を毎月提出。
   ② 介護保険利用者の場合「居宅サービス介護給付費明細書」を毎月提出。医療保険利用者の場合「訪問看護療養費明細書」を毎月提出。
   ③ 医療機関または介護保険施設に入所される際に「訪問看護サマリー」を提出。
   ④ 関連する医療機関、介護サービス事業者、区などの公的機関、ご家族等に対するご利用者の体調やサービス実施状況等、サービス提供に関連した個人情報についての電話や FAX などによる連絡等。
   ⑤ 医療保険の利用者に限り、保険者等へ「訪問看護情報提供書」を提出。
5. 事業者は、サービスならびに医療の質の向上を目的として行う教育・研修・症例検討および各種学術集会等での発表を行うために、個人を識別あるいは特定できない状態に加工した上で、個人情報を利用（第三者提供を含みます）することがあります。その際は、ご利用者またはご家族に使用目的等を説明し、ご理解および同意を得てから使用いたします。
6. 事業者において実習を行う実習生が、実習に必要な範囲で個人情報を取得することがあります。
7. ご利用者またはご家族に関する個人情報を、第 3 項から第 6 項までに定める目的以外の目的で利用する場合には、ご利用者またはご家族に使用目的等を説明し、同意を得てから利用いたします。
8. 法令等により提供を要求されたとき、本人または第三者の生命、身体または財産保護のために必要がある場合であって、緊急かつやむを得ないときのいずれかに該当するときは、上記の取り扱いを適用しない場合があります。

別紙　1

介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表

1.　利用者負担額

法定代理受領サービス分（通常の場合）	厚生労働大臣が定める基準による額の１割～3 割
法定代理受領サービス分以外（居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合等）	厚生労働大臣が定める基準による額（全額）

	要　　件		訪問看護	介護予防訪問看護
初回	初回加算(Ⅰ)	新規に訪問看護計画書を作成し、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合。	350 円	
	初回加算(Ⅱ)	※初回加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。	300 円	
退院	退院時共同指導加算	入院/入所中の方が退院/退所時に主治医等と必要な指導を行い内容を文書により提供した場合に算定	600 / 月	
訪問1回につき算定	所要時間	20 分未満	314 円	303 円
		30 分未満	471 円	451 円
		30 分以上 1 時間未満	823 円	794 円
		1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128 円	794 円
		1 時間 30 分以上の訪問看護を行う場合 （長時間訪問看護加算）	1428 円	
		・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合 （１回につき－８単位）	294 円	1,090 円
	○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合	2,961 円/月		
	【注】・早朝（午前 6 時～午前 8 時）、夜間（午後 6 時～午後 10 時）の場合 25%加算 ・深夜（午後 10 時～翌午前 6 時まで）の場合 50%加算 。なお、緊急時訪問看護加算の同意　を得た利用者への計画外緊急時訪問の場合、月に 2 回目以降の計画外訪問時に加算			
	加　　算	内　　容	金額（円）	
	複数名訪問加算（Ⅰ）(30 分未満)	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合に算定	254	
	複数名訪問加算（Ⅰ）(30 分以上)		402	
	夜間又は早朝の場合	基本単位数の２５／１００を加算		
	深夜の場合	基本単位数の５０／１００を加算		
	特別地域訪問看護加算	１５／１００を加算		
	看護・介護職員連携強化加算		250	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)	人員体制などの一定条件を満たしたステーションで算定	6　(Ⅰ) 3　(Ⅱ)	

月一回算定	緊急時訪問看護加算（Ⅰ） （月の初回訪問時）		24 時間対応体制実施ステーションで利用者等から同意を得た場合に算定 （1）利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。 （2）緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。		600
	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）		緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の（1）に該当する場合		574
	専門管理加算		褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合		250
	特別管理加算 （Ⅰ）・（Ⅱ） （月の初回訪問時）		特別な管理を必要とする場合に算定		500（1） 250（Ⅱ）
	専門管理加算		緩和ケア及び特定行為研修修了看護師が計画的な管理を行った場合		250
	口腔連携強化加算		事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供		50
	ターミナルケア加算	死亡月に算定	ターミナルケア実施時に算定：死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合（介護予防訪問看護の場合を除く）		2500
	死後の処置料		10,000 （税込み）		
	遠隔死亡診断補助加算		離島等に居住する利用者の死亡診断について、ターミナルケア加算を算定し、看護師が情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合		150
	看護体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅱ/予防） （月の初回訪問時）		一定条件を満たし充実したサービス提供体制のステーションで算定		550（Ⅰ） 200（Ⅱ）
その他の利用料	超過料金	1 時間 30 分を超えて訪問看護を提供する場合	日中	午前 8 時～午後 6 時	30 分毎に 1,300 円
			早朝	午前 6 時～午前 8 時	30 分毎に 1,630 円
			夜間	午後 6 時～午後 10 時	
			深夜	午後 10 時～午前 6 時	30 分毎に 2,000 円

「株式会社ホームケアステーション　**歩来　～ aruku ～**」

（R7 年 9 月）

別紙２

健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表

1. 基本利用料

項　目	内　容	金　額
・75 歳以上の方 ・65～74 歳で一定の障害の状態で認定を受けた方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の１～２割（＊1）
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の３割
・70～74 歳の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の１割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の３割
・～69 歳の方	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の 2～3 割 （各保険により異なる）

○公費負担医療制度については別途ご相談ください。（＊１）昭和 19 年４月１日以前の生まれの人は１割。

指定訪問看護に要する費用の種類と金額（基本的には週３日限度）

訪 問 週	週３回目まで	週４回目以降
在宅患者訪問看護・指導料（１）	看護師　５８００円	６８００円
	准看護師 ５３００円	６３００円
在宅患者訪問看護・指導料（２）	看護師　４３００円	５３００円
	准看護師 ３８００円	４８００円
難病等複数回訪問加算	１日２回：４５００円　　１日３回以上：８０００円	
緊急訪問看護加算	月１４日目まで ２６５０円／日 月１５日目まで ２０００円／日 （診療所・在宅支援病院の指示による訪問）	
長時間訪問看護・指導加算	５２００円（対象により週１～３回を限度）	
乳幼児加算・幼児加算	１日につき５００円	
複数名訪問看護加算	看護師が同時に訪問した場合 ：４５００円（週１回） 准看護師が同時に訪問した場合：３８００円（週１回） 看護補助者が同時に訪問した場合：３０００円（週３回）	
在宅患者連携指導加算	３０００円（月１回）	
在宅患者緊急等カンファレンス加算	２０００円（月２回）	
在宅ターミナルケア加算	在宅、特養等・看取り介護加算等算定除く：２５０００円 特養等・看取り介護加算等算定　：１００００円	
在宅移行管理加算	２５００円または５０００円（退院１月以内１回）	
夜間・早朝訪問加算	夜間（午後６時から午後１０時）：２１００円 早朝（午前６時から午前８時）：２１００円	
深夜訪問看護加算	深夜（午後１０時から午前６時：４２００円	
退院前訪問指導料	５８００円	

＊週４回目以降の訪問看護を利用できる方＝厚生労働大臣が定める疾患等

※週４日目以降の訪問看護を利用できる方＝厚生労働大臣が定める疾患等

末期の悪性腫瘍／多発性硬化症／重症筋無力症／スモン／筋萎縮性側索硬化症／脊髄小脳変性症／ハンチントン病／進行性筋ジストロフィー症／パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））／多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）／プリオン病／亜急性硬化性全脳炎／ライソゾーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎／後天性免疫不全症候群／頚髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態	左記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付があった場合、交付日から 14 日以内は毎日利用可能

<table>
<tr><th colspan="2">種　　類</th><th colspan="3">内　　容</th><th>金　　額</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">超過料金</td><td colspan="2" rowspan="3">90 分を超えて訪問看護を提供する場合</td><td>日　中</td><td>午前 8 時～午後 6 時</td><td>1,300 円（30 分毎）</td></tr>
<tr><td>早　朝
夜　間</td><td>午前 6 時～午前 8 時
午後 6 時～午後 10 時</td><td>1,630 円（30 分毎）</td></tr>
<tr><td>深　夜</td><td>午後 10 時～午前 6 時</td><td>2,000 円（30 分毎）</td></tr>
<tr><td colspan="2">休日料金</td><td colspan="3">１日につき１回</td><td>3,200 円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">交通費</td><td rowspan="3">ステーション から車を使用 した場合</td><td colspan="3">ステーションから往復 4 km未満</td><td>２５０円（税込）</td></tr>
<tr><td colspan="3">ステーションから往復 4 km以上 10 km未満</td><td>４５０円（税込）</td></tr>
<tr><td colspan="3">ステーションから往復 10 km以上</td><td>６５０円（税込）</td></tr>
<tr><td colspan="4">公共交通機関利用／営業車利用（要請による）の場合</td><td>実費</td></tr>
<tr><td colspan="2">ターミナル対応時</td><td colspan="3">指定訪問看護に連続した場合</td><td>８５００円（税込）</td></tr>
<tr><td colspan="2">死後の処置料</td><td colspan="3"></td><td>10,000 円</td></tr>
</table>

2.　その他の利用料（指定訪問看護にかかる費用に含まれない額）